

差額地代第二形態の理論的諸規定

仙 田 久 仁 男

1. はしがき
2. 差額地代第二形態の成立条件
 - i 同一地所で同一の資本条件の諸資本が生産性の差異をもたらす局面
 - ii 価格の規定と地代の成立
 - a) 一般に最劣等地における差額地代第二形態
 - b) 一般に優等地における差額地代第二形態
3. 『資本論』当該箇所¹⁾の諸論点
 - i マルクスの「改良」(Verbesserung) という表現について
 - ii 差額地代第二形態の例証方法
 - iii 第44章におけるエンゲルスの修正に関して
4. 諸説の問題点
 - i 後続資本の質的变化を主張する説
 - ii 『資本論』の諸表を疑問視する説
 - iii 差額地代第二形態論の展開の場を小さくする説
5. むすび

1. は し が き

『資本論』で展開されている差額地代第二形態論については、その解釈をめぐってわが国でも少なからぬ議論がある。マルクスがこの部分は自身では公にできなかったこと、そしてエンゲルスの補筆が多いことから、やむをえず難解なものになっていることがその原因と思われる。

私は以前に差額地代第二形態論に関して、私なりの考え方を示したことがあ¹⁾る。その考え方はいささかの独創さにおいて、やはりこの場合、最も合理的な見方であるとも思っている。ただ、そこで示したときは、紙幅の都合もあって主に自分の主張を明確にすることを中心としていて、問題を提起している諸見解やそれらがとりあげている『資本論』の論点にふれることをしてこなかっ

た。もちろん当然にそれらを意識はしていたものの、したがって間接的には検討したものの、直接的には言及してこなかったということである。そこで、今度はそういった課題をとりあげてみたい。これが小論の目的である。²⁾最初に、差額地代第二形態についての私の考え方をもう一度明確に出し、ついで、その観点から『資本論』の証明方法とそれにかかわって論じられているいくつかの主要な見解を検討することにする。

新日本出版社による『資本論』の訳書の刊行が1989年4月で12分冊目を終え³⁾た。私はこの12分冊で差額地代第二形態論の一部に関与し、第3部第6篇第41章「差額地代Ⅱ——第一例 生産価格が不変な場合」、第42章「差額地代Ⅱ——第二例 生産価格が低下する場合」の翻訳をおこなう機会をもった。このことが小論を意図する動機の一部になっていることを付記しておく。

- 注 1) 拙稿「差額地代第二形態論への一視点」〈研究ノート〉、関西農業経済学会『農林業問題研究』、第15巻第4号、1979、拙著『地代理論の諸問題』、法律文化社、1981、第3章、がそれである。
- 2) 最近出された漆原 綏著『地代理論の研究』、御茶の水書房、1989、においてもこの分野の諸説の検討がなされているが、その主張はともあれ、まだ理論的にそれが徹底しているとは思われない。小論の意義もここにあろう。
- 3) この『資本論』の新訳は、1989年9月に最後の第13分冊が刊行され、これで完結した。

2. 差額地代第二形態の成立条件

i 同一地所で同一の資本条件の諸資本が生産性の差異をもたらす局面
前稿までに私が得た差額地代第二形態の成立条件をまとめておきたいと思
う。

マルクスは差額地代第二形態を差額地代第一形態との対比で次のように定義
している。

「差額地代は当然ながら、土地に投下される等しい額の諸資本の生産性の相違の結果

にはかならなかった。さて、生産性を異にする一定額の諸資本がつぎつぎに同一地片に投下される場合と、異なる諸地片に相ならんで投下される場合とでは、その結果は同一であるということだけは前提するとしても、なんらかの区別がつけられうるであろうか？ まづもって、否定できないのは、A の一エーカーあたり三ポンド・スターリングの投下生産費〔20%の利潤を含む〕が一クォーターを生み、それゆえ、三ポンド・スターリングが一クォーターにとっての生産価格および規制的市场価格であるが、他方、B の一エーカーあたり三ポンド・スターリングの生産費が二クォーターを、それゆえ三ポンド・スターリングの超過利潤を生み、同様に C の一エーカーあたり三ポンド・スターリングの生産費が三クォーターと六ポンド・スターリングの超過利潤とを生み、最後に D の一エーカーあたり三ポンド・スターリングの生産費が四クォーターと九ポンド・スターリングの超過利潤とを生むのか、それとも、この12ポンド・スターリングの生産費〔資本(10)+その20%の利潤(2)] または10ポンド・スターリングの資本が同じ順序で、右と同じ結果をともなつて、同じ一エーカーに使用されることによって、同じ成果が達成されるのかということ、超過利潤の形成が考察される限りでは、どうでもよいということである。……それゆえ、不等な結果をもたらす同額の諸資本が同じ大きさの諸地片に相ならんで投下されるか、それとも、そのような諸資本が同一の土地部¹⁾分につぎつぎに投下されるかは、超過利潤形成の法則にとってはなんの変りもない。」

「異なる土地諸種類の豊度の相違が差額地代 I の場合に作用するのは、この相違の結果として、土地に投下された諸資本が——諸資本の大きさが同じである場合にも、または、諸資本の大きさの比率に照らしてみても——不等な結果、不等な生産物をもたらす限りにおいてのみである。こうした不等が、同じ地片でつぎつぎに投下される異なる諸資本にとって生じるのか、異なる土地諸種類の幾多の地片に使用された異なる諸資本にとって生じるのかということ、豊度の差異または諸資本の生産物の差異にとっては、それゆえ、より生産的に投下された資本諸部分にたいする差額地代の形成にとっては、なんら相違を生じることはない。同額の資本投下のもとで異なる豊度を示すのは相変わらず土地であり、ただ、I では異なる種類の土地が、それらに投下された、社会的資本の同じ大きさの異なる諸部分のためにすることを、ここ〔II〕では同一の土地が、異なる諸部分に分かれて順次に投下された一資本のためにする、というだけのことである。²⁾」

マルクスはここに差額地代第二形態は成立した超過利潤が第一形態より地代化しにくいという点をつけ加えているが、それは現時点では問題にならないとすれば、³⁾明らかなことは、差額地代第二形態は成立の原理は差額地代第一形態と全く同じだということである。すなわち、同じ質の同じ額の資本を前提に、その間の生産物量の違いは、もっぱら土地だけがもたらすということ、それ

で地代が成立するというのでなければならない。⁴⁾これは上記の引用文には「同額の資本」と明記されているが、きわめて重要な事柄である。

さて、では同一の地片に同じ質の資本が同額ずつ相ついで投下され、その間に生産物量の差異をみるというのは、一体どのような農業の局面で現実化するのか。しかも、『資本論』におけるマルクスのその後の展開にみられるように、はじめの資本投下とあとの資本投下とがあるとき、その生産物量がどちらの方でも他に比べて大きくなりうる、言い換えると、先行投資は後続投資とくらべて生産物量が多いときも少ないときもある、というのはどのような農業の状態で見られうるのか。これは決して机上だけの議論にとどまる事柄ではないであろう。現実には差額地代第二形態がとりあげられているのであるから、それを生みだしている農業の局面が実際にあるはずである。というより、そういう農業の局面が何より先にみてとれているのでなければこんな議論はでてこないから、そちらの方が先にわかっている当然のことである。しかし、これが必ずしも明確ではない。ここに差額地代第二形態論の重要な問題がある。

もう少し述べておくと、同じ土地に同質、同額の資本をつづけて投下するとすれば、ふつうに考えて、それら各々の生産物量は同じとみるのが適当であろう。土地の豊度は、土地が決まっていれば、大体いつまでも同じとみられるからである。だが、差額地代第二形態はつづいて投下される諸資本の生産物量が同じでは問題にならない。それぞれが互にちがっていなければならないのである。常識的にみてわかりにくい事柄である。まして、はじめの投資とあとの投資とを比べると、生産物量はどちらが大きくても小さくても共にあるというのであるから、更にわかりにくい。これがいずれか一方だけのことなら、まだ説明は可能である。はじめの投資の生産物量がつねに一番大きく、あとの投資の生産物量がそれより小さくなるというのなら、たとえば、土地の豊度がだんだん落ちていくと考えれば、そういうこともおこりうる。上では、一定の土地はいつまでもそのもつ豊度が同じ、と述べたが、農産物の種類によっては、一度作ると土地をずいぶん疲弊させるものもありうる。そのような場合は、最初の投資の生産物量が一番多く、その次から順に生産物量を下げると思われる。差

額地代第二形態の生れる条件はととのうのである。あるいはその反対に、はじめの投資の生産物量は少なく、次の投資から順をおって生産物量が前より上というのが常ならば、これも苦しい想定ではあるが、投資されるたびごとに土地改良がなされるとすれば、そういうこともなくはない。土地の改良は当然にそこへの別の資本の投下を必要とするが、それは勿論ここでとりあげている経営のための資本とは関係のないものである。経営のための投下諸資本はどれも依然として同質、同額のままで、ただ想定によれば土地改良のために土地の豊度が資本ごとにちがって生産物量に差がでてくるということである。これも差額地代第二形態の成立の条件をととのえることは確かである。しかし、マルクスは一つの土地に対する継続的な諸投資が生産物量を変えることについては、何も条件をつけてはいない。土地豊度の減少とか土地改良とかいったものは明示的にのべていない。ただ普通に、一定の土地に継続的に資本を投下してゆくと、資本ごとに生産物量がことなり、そのことなり方も私がいまみたようにはじめの資本とあとの資本との間に上るか下るかのどちらかの一方的な法則があるというのではなく、上る場合もあれば下る場合もあるといった具合に全く無法則であるとみている。これは農業のどうした時にみられうるのか。まず解決をしておかねばならないむずかしい問題である。

このことに示唆を与えているのは、差額地代第二形態が生れるためのもう一つの要件である価格規定に関する点である。すなわち、第二形態の定義から明らかのように、これが生れるためには、同一地所につづいて投下された諸資本のそれぞれの生産物が同じ市場でたがいに販売の競争をおこなうのでなければならない。それでこそはじめて、相対的に生産物量の多い資本の方に少ない資本に比しての超過利潤が生れるのである。ということは何を意味するかといえ、同一地所に連続して諸資本が投下されるとき、それに要する時間は全体としてあまりながくてはいけないということである。通常、最初の資本が生産物を得てから次の資本が投下されるはずで、三次、四次の投資があるのなら、前が終ってからその次、というこの過程は同じように続けられることになる。だから、はじめの資本のはやく出来た生産物は次の資本、その次の資本等後続の

資本の生産物を待っていなければならないのである。もし、はじめの資本の生産物が後続の資本の生産物の出来あがりを持たずに売られてしまったら、はじめとあととは価格が異なる可能性が強く、それらの比較による超過利潤は考えられなくなる。そうだとしたら、差額地代第二形態は成立せずこの議論もでてこないであろう。くりかえすが、同一地所に投下される連続した諸資本が相互の比較によって超過利潤をみつげだすとしたら、おたがいが自分の生産物を同じ市場に出して競争することが絶対に必要である。そして、諸資本は同じ時間に一緒に投入されるということはありません、時間的な隔たりをもって順々に同一地所に投下されるのであるから、この時間がながいと、実際問題として先に投下された資本の生産物はあとの資本の生産物を待てずにそれだけで売られてしまう可能性がたつよく、それを避けるためにはこの間の時間ができる限り短いのでなければならないのである。

工業部門においてなら、この時間を短くすることはかなりの程度できることであろう。しかし、自然の力に多くを頼っている農業部門においてはなかなかこれはむずかしい。どうしても一回の生産には農産物が成長するに要する時間が必要であって、この時間を短縮するわけにはいかないのである。とはいえ、最初の投資から後続の投資が終るまでに一年を越えたら、時間はながすぎるというべきであろう。なぜなら、とくに農産物の場合、はじめの投資で得た生産物が、あとの投資で得る生産物を一年を越えて待って一緒に売られるなどということはありえないことであるからである。農産物は一般に腐食しやすいものである。だから、生産物はなるべく早くに販売されるのでなければならない。一年を越えたらその使用価値を失なうといっても過言ではないのである。農産物の市場もどんな種類のもので一年に一回は開かれるのが普通であれば、それはますますそうである。このような意味から、たとえば、農業の場合はその通常の投資のあり方から考えられがちだが、投資は年に一回、したがって継続的な投資が二回なら二年を経ている、三回なら三年を経ているというように思うのは、この場合はあてはまらないのである。

であれば、ここで採られる合理的な見方は、同一地所に継続的に諸資本が投

下されるという場合、その全体の時間は一年以内のものであるということである。すなわち、同じ土地で一年以内に複数回同じ資本が投下されて同じ生産物を作るというのであるから、これにはわが国においては穀物の二期作といったものが該当する。したがって、議論の上では諸投資は三次、四次を考えてもおかしくはないが、実際問題としては二次までぐらいが現実的であろう。それらの諸投資ははじめから終わりまでで一年以内ということだが、たいていは一年もはかからずもう少し短いと思われるので、上述のような前の資本の生産物が売られずにあとの資本の生産物を待つということもよりできやすいはずである。このような理由から、差額地代第二形態の規定は一年に同じ土地で投資がくりかえされるときをみて理論化されたものであると私は考える。

この見方は、マルクスが『資本論』において展開した内容とその他の点でも一致する。第一に、同一地所に投下される諸資本が同質、同額であるという点についてである。これは先にも述べたように差額地代が成立するための条件であるが、第一形態の場合はすべての土地で同時に投資がなされるので、ありうることは容易に推測できる。しかし、第二形態の場合は諸投資が同時におこなわれるのではなく、時間的隔たりを伴ってなされる。ということは、この時間がながいとはじめの投資とあとの投資とが同質、同額であることが保証できなくなる可能性がある。技術革新の速度がはやければ、そういうことは否めないのである。差額地代が問えなくなってしまうことになる。その点、一年以内という時間はそうした心配をする必要はない。一年以内ならば、いくら技術革新がはやくても、はじめの資本とあとの資本とは同じものでこの間に変化はないとみることは簡単なことである。第二に、それら諸資本が生産物量にちがいをもたらすという点についてである。これも既述のように、一見すると容易に現実を想像することがむずかしいようにみえるが、私の見方によれば全く困難はない。というのは、一年に複数回資本を投下することは、土地の条件はどの資本についても同じであるとしても、季節のちがいによる気候のちがいが資本ごとに必ずちがった影響を与え、生産物量に差異をもたらすからである。一年の気候が全然かわらないのならばこのようなことはない。しかし、多くの土

地で変化がある。ならば、一年のうちいつ資本を投下するかによって、土地の条件は同一地所であるから変わらないとしても、気候のちがいは生産物の成育にちがいを与えるのである。生産物に良い気候のときは生産量が多いし、そうでないときは生産量が少ない。これは一年に複数回資本投下をおこなったら避けられないことである。しかも、このように考えると重要なことは、はじめの投資とあとの投資とがあるとき、おたがいの比較でどちらの投資の生産物量が他より多くても、それは全く普通にありうるということである。生産物に良い気候がはじめの投資のときか、あるいはあとの投資のときか、それだけでこのことは決まってくる。前の場合は、はじめの投資の方があとの投資より生産物量が多いし、後の場合は、逆にあとの投資の方がはじめの投資より生産物量が多くなるわけで、これは生産物の種類と投資する時期によってどちらにでもあらわれることである。すなわち、マルクスがしたように、土地豊度の疲弊とか土地改良とかいった余計なものを一切つけることなく、全く普通にただ同じ土地に同じ質、同じ額の資本をつづけて投下するということだけで諸資本間の生産物量のちがいを、はじめの投資とあとの投資とを比べるとどちらも他より大きくも小さくもなりうることを、みることができるのである。マルクスは土地の自然的豊度について次のようないい方をしている。「気候などの諸要因を問わないとすれば、自然的豊度の相違は、表土の化学的組成の相違、すなわちこの表土に含まれている植物の栄養素の成分の相違にある。⁵⁾」気候もまた土地の自然的豊度の一要因であるが、今は問わないとすれば、という表現である。だから、本来は気候もまた土地の自然的豊度の一要因であるけれどもこれを除いて考えれば、同じ土地は諸資本に対して同じ自然的豊度を表わすといえるが、気候をつけ加えれば同じ土地でも諸資本に対して自然的豊度を異にするといえるのである。

このように、マルクスが与えた差額地代第二形態の定義からみて、これが現実の農業であらわれている局面をとらえるならば、この地代は、一年以内に同じ地所で同じ作物が同じ質および額の資本によって連続的につくられ、季節のちがいによる気候のちがいが原因となって投資ごとの生産物量が異なってくる

ときに成立する地代であるということができ⁶⁾る。この見方は以上のように差額地代第二形態の成立する自然的な事情をよく説明するものであるが、もう一つ、次節でとりあげる価格規定の点についても納得しうる解答を用意するはずである。

ii 価格の規定と地代の成立

これまでに述べてきたことは、差額地代第二形態が生れるためのいわば自然的な基礎である。これをもとに実際に地代が成立するためには農産物の価格がそれにあうように規定されなければならない。すなわち、生産物量の多い資本と少ない資本とがあるから、当然にそれら各々の商品の個別的価値が異なってくるのであるが、そのうち大きい方の個別的価値が価格を規定する必要がある。それではじめて生産物量の多い資本に超過利潤が生れてくる⁷⁾。だが、ここに困難な問題がある。それは、通常一つの土地を借りている資本家は一人であって、そこで連続した投資をおこなってその間に生産物量の差ができたとしても、一人の資本家であればふつうはそれらの諸資本の差異にはこだわらず、むしろ諸資本の総額と生産物量の総量とを平均化して考えてしまうことが多いのではないか、という点である。もしそうだとしたら、価格は生産物量の少ない資本の方で決まる高い個別的価値によって規定されるのではなく、それと生産物量の多い資本の方で決まる低い個別的価値との平均になるもう少し低い価値額によって規定されて、どの資本も必要な平均利潤は確保するが、どの資本も超過利潤は一切取得しないということになってしまうのである。すなわち、地代は成立しないということになってしまうのである。

資本家は一人であるのにそうはならないのはどんなときか。これがここで論じたい事柄である。マルクスもしているが、この点については、連続した投資がおこなわれた土地の生産物が市場の価格を規定しない場合（一般に優等地）と規定する場合（一般に最劣等地）とに分けて検討する必要がある。

a) 一般に最劣等地における差額地代第二形態

今のべたことやマルクスのしたものとは順序が逆になるが、その方が議論が

しやすいので、連続した投資のおこなわれた土地の生産物が価格を規定する場合（一般に最劣等地と考えてよい）からとりあげてゆきたい。また、ここでくりかえし「一般」という言葉を使っているが、これは、土地の優劣をいうとき、普通は一回の資本投下でそれが判断されるが、複数回するとあとの資本の生産物量いかんではじめに判断した土地の優劣が変わってきたり、あるいは同等になったりして、土地の優劣が明確にいいにくいことがある点に関連している。たとえば、**A** 地と **B** 地と二つあったとして、一回目の同等な投資が **A** 地で三クォーター、**B** 地で二クォーターとれば、**A** 地が優等地で **B** 地が劣等地となる。ところが、もし二回目の投資をしたら、**A** 地で二クォーター、**B** 地で四クォーターとれたとしてみよう。今度は二回の資本の総額で比較すると、**A** 地は五クォーター、**B** 地は六クォーターで **B** 地の方が優等地で **A** 地の方が劣等地になる。仮に **B** 地の二回目の資本の生産量が三クォーターだとしたら、**A** 地も **B** 地も同等ということになる。こんなことで、同一地所に複数回投資するときを考えると、土地の優劣がはっきりとはいいにくいことがあるのである。だから、正確にはその生産物が価格を規定する土地、しない土地といった方が適当だが、しかしまず一般には上に述べた例のようなことは少なく、価格を規定する土地はだいたい最劣等地、しない土地は概ね優等地といえるので、このように「一般」という言葉を使ったのである。

さて、その意味での最劣等地に複数回資本が投下された場合、既述のようにそれをおこなった資本家は一人であるから、それは当然に平均化してみるのが普通である。すなわち、複数回の資本の総額と各々の生産物量の総量とを対比してみて、どの資本も同じ生産物量をつくりだしたとみるのである。一人の資本家にとっては彼のもつ資本はどれも同じであって、たまたま分割して投資した結果、資本ごとに生産物量に差が出たとしても、そのような差は平均化されてなくなるわけである。これを通例「平均原理」とよんでいるのでここでもそうするが、「平均原理」によれば最劣等地の資本には生産をつづけるために最低平均利潤は確保されるが、それ以外の超過利潤は一切でてこないことになる。つまり、差額地代第二形態は全く成立しないことになる。

だから、こうした「平均原理」を排して、諸資本の各々の生産物量の差をそのままに維持し、生産物量の少ない資本がそのもつ高い個別的価値で価格を規定する——これを通例「限界原理」とよんでいるのでここでもそうする——ためにはどのような条件が必要であろうか。明らかなことは、資本家だけではそれはできないということである。資本家が自分の資本金をどの部分も同じとみることをやめさせるわけにはいかないからである。であれば、これに関与できるのは、もう一人の当事者である土地所有者をおいて他にはない。すなわち、土地の所有者が商品価格の規定に介入して、「平均原理」をはたらかせるのではなく、「限界原理」を作用させることから地代が生ずることになるのである。といって、では土地の所有者はいつでも価格規定に介入できるのか、といえは勿論そうではない。そこには土地所有者をしてそのように動かさしめる必然的な条件があるときに限られる。その条件とは、問題にしている土地のそこにおける連続的な投資のあり方が土地利用という視点からみて社会的に標準的とみられるものとは異なっていて、例外的である、というものである。そのときのみ、土地所有者は価格介入への動きをとりうる。例をあげてもう少し説明をしておこう。たとえば、ある社会での土地の耕作は平均的には年一回であるけれども、ごく少数の資本家だけは例外的に年に二回耕作したとしてみよう。ごく少数の資本家だけは二次まで連続的な投資をしたわけである。年一回の耕作が平均的であるということは、土地利用の方法としては、これが社会的にみて正常であり標準的だということである。さらにいえば、ここでは一度の土地利用といえは年一回の投資をすることが常識であり通念であって、一定土地面積をとれば、資本もそこに投下される一回分の額をもって農業資本たる資格をもつということである。そうした認識が支配しているところでは、例外的な年二回の投資というものは、決して一度の土地利用ということにはならないであろう。そうではなく、それは二度の土地利用、あるいは二年分の土地利用ということになるであろう。くりかえすと、この場合は標準的な土地利用という見方からは、年二回の投資はそれが一緒にあわさって一度の土地利用とほうけとられず、通常の利用の反復、二度分とうけとられるのである。これは土地所

有者の感覚からすれば、自分の土地だけが他にくらべて一度多く一年で二年分のつかわれ方をしているのであるから、それはちょうど二倍の面積の土地を貸しているのと同じ意味になる。例外的な二度の投資がおこなわれている土地の所有者は、他にくらべると自分は二倍の土地面積を貸与しているのと同じ内容になるのである。そしてその二つの投資のあいだに生産物量の差があるのであれば、土地の所有者は優劣二つの土地を貸しているのと同じことである。これは差額地代第一形態があらわれる場合と全く同じ局面が展開されるわけであって、当然に土地所有者は生産物量の少ない資本に比較して多い資本の方からは超過利潤をとりだそうとするはずである。すなわち、二つの投資を一緒にして平均化して考える「平均原理」はとらず、一つ一つの資本を独立してみる「限界原理」をとっていくのである。差額地代第二形態の成立がここに価格規定への土地所有者の介入によって現実化するわけである。

このように、一般に最劣等地いかにえると価格を規定する役割を果す土地の差額地代は、その土地での連続的な投資が土地利用のあり方からみて社会的な標準とは異なっていて例外的であることを条件に、土地の所有者が価格を生産物量の少ない資本がつくりだす高い個別的価値に一致させることによって生れるものである。この点は先にも示唆したが、前節でみたように差額地代第二形態は連続投資が一年をこえないでなされるときにみられるとしたことを思いおこすと、より明確になる。まず、連続的な投資が例外的であるという点（これはあとでみるようにマルクスにおいても重視されている）であるが、これは私が述べたような見方でないといえない事柄である。投下する資本は差額地代が問題になっているのであるから、当然にどれも同質、同額であって、一つ一つの資本をとりあげれば皆同じでここに例外的というものをみつけることはできない。であれば、それが何回連続的に投下されるかが他とくらべて例外的であるかそうでないかをいう唯一つの根拠である。その場合、連続何回かというときには全く当り前のことだが、必ずそれをいう期間がきまっていなければならない。どれだけの期間内に何回だから例外的であるとかそうではないとかがいえるわけで、どれだけの期間ということがどうでもよくはっきりしていないの

ならば、そのようなことはいえないことである。先の例でいえば、一年に一回の投資が標準的であるから、少数の一年二回の投資は例外的であるという。だが、ここに一年という期間はどうしてもよいのなら、二回の投資は二年間のものということもできるのであって、そうならば一年に一回投資をするということは投資が一回の方も二回の方も同じになって何もちがいはなく、例外的か否かを問う根拠もないことになる。毎年同じように年一回ずつの投資がおこなわれている土地を一年で区切ってみるのか、二年で区切ってみるのかとたっただけのことで、別に双方に変わりはないのである。だから、例外的かどうかを問うためには、比較するもの間に共通の期間が必ず設定されていなければならないのである。私がこれを一年以内といっているのは、この意味で例外的を論ずるためにも不可欠の事柄といわなければならない。加えて前にもふれたが、このことは連続的投資の前のもとの後のもとのを比較するとき、そのどちらが生産物量において大きくなってもありうることにし、それは差額地代第一形態がでてくる場合と同じ局面をみせるから、それらの順序については全くかわりなく、全体のなかで個別的価値が一番大きい商品が価格を規定するという点も容易に理解しうることになるはずである。

ついで、土地所有者が価格の規定に介入するという点についても、私の立場からは説明が簡単である。土地所有者にとって、一定面積の土地が、その使用のされ方において社会のなかで例外的であって、何倍かの面積の土地と同じ意味をもつことが土地所有者の価格介入をよびおこす決定的動機である。くりかえすが、土地所有者をしてそのように行動させるのは、貸している土地が上述の意味で例外的に使用されている時のみである。仮にさきの例で年二回の投資が一般化したとすれば、年二回の投資が一年分、一度の土地利用という通念が支配し、自分の土地が年二回の投資をされていたとしても、それは二倍の土地面積を貸したとはうけとれない。それは一年分、一度であって、農業資本としても二回の投資額が一緒になってはじめてその資格を持つということである。だから、社会的にみて例外的であるということ、これがこの場合には不可欠の条件である。そして、このときは差額地代の第一形態と同じ場面が展開す

るから、それと全く同じように高い個別的価値で価格が規定され、超過利潤が成立するのである。これ以外には何か例外があったとしても、土地所有者の価格介入はありえない。たとえば、土地を借りている資本家が自分だけ他にはない技術をもって耕作したとすれば、土地所有者にとってもそのことは例外的な事柄ではある。しかし、それをもって土地所有者が価格の規定に介入する動機はでてこない。どういう理由でどの水準の価格にしようとするのか、このことが理論的にも全く問えないのである。土地所有者は、資本家がこのようにことで仮に超過利潤を得たとすれば、その部分を地代化したいと思うかもしれないが、それはその程度のことで価格の規定に介入するなどという動機はでてこない。しかも、そうとはいえ、その超過利潤は当の資本家が自分だけの力で得ているのであれば、それをめぐる資本家間の競争はなく、決して土地所有者の取得するものではない。もともとこうした場合は地代が生れるものではないのであって、それゆえに、地代成立の前提として初めに資本家の資本の同質、同額をおいておいた⁹⁾のである。その意味で適当な例ではなかったかもしれないが、いわんとした主旨は諒解されると思う。

一般に最劣等地、価格の規定をおこなう土地の差額地代第二形態が生れるための条件は以上のようなものである。

b) 一般に優等地における差額地代第二形態

その土地の生産物が価格の規定をおこなわない、その意味で一般に優等地における差額地代第二形態は成立の機構がこれとは異なっている。ここでは土地所有の価格規定ということが不要なのである。価格規定はもっぱら最劣等地の生産物がおこなうから、地代に転化する超過利潤は優等地においては何もしないままで生まれ、土地所有者はこれを地代として受けとることさえすればよいのである。ただ、そうとはいえ最劣等地の生産物が規定する価格の高さが優等地の資本にどれだけの超過利潤をもたらすのかということと、問題にしている優等地の連続的投資がすべての土地で一般的なものになっているのか例外的にとどまっているのかということが一緒に考慮されると、理論的にどれも同じということにはならず、多少のちがいがでてくる。この点を注意しておくこ

としたい。

まず、優等地に連続的な投資がおこなわれ、それぞれの生産物量が違っているとしてみても、そのうち最も生産物量の少ない資本が示す高い個別的価値が最劣等地の資本があらわす個別的価値に一致するとしてみよう。社会の需要量を供給するには最劣等地の耕作も必要だとすると、この場合、価格は最劣等地の個別的価値で規定されることになる。その結果、優等地では超過利潤が生れこの部分の地代化がおこなわれる。優等地に投下された生産物量の多い資本の方に超過の利潤がでてくるからである。その地代の性格を問うと、はじめに、優等地の連続的投資が社会でも一般的なものになっているとした場合は、これは差額地代第一形態とみられることが当然である。連続的投資が一般的であるということは最劣等地でも連続的投資がなされているということであり、どの土地においても一つ一つの資本が相互に比較されるというのではなく、その総額が一緒になって一農業資本とみられるのが普通となっているから、優等地の地代は最劣等地との比較で認識されて差額地代第一形態なのである。ここでの価格は最劣等地での「平均原理」で規定されているのであろう。だが、それはそうだが、この地代を差額地代第二形態とみることもできないわけではない。優等地には現に連続的投資がなされ、その各々の生産物量が違うことが明白だし、価格はたしかに最劣等地が規定しているが結果としてそれは優等地の最も生産物量の少ない資本が単独で価格を規定したのと、したがってここで「限界原理」がはたらいたのと同じことであるから、この地代は見方の変更によって差額地代第二形態でもあるのである。すなわち、土地所有者がどう把握するのかわからないが、差額地代第二形態は事実上、差額地代第一形態と一致する、ということがこのようなときにはいえるのである。ついで、優等地の連続的投資が社会的に例外的にとどまっているというときに移ると、この場合は前述のような理由で土地所有者が価格介入の意志をもつであらう。しかし、ここでは最劣等地が優等地の所有者の価格介入と同じ役割を果たすのであって、優等地の所有者は何もしないで超過利潤を取得することになる。こういうときの地代は明確に差額地代第二形態である。優等地の連続的投資は例外的であって最

劣等地とは投資した資本の総額が違うから、優等地に生れている地代を双方の比較による差額地代第一形態とはとらえることができず、もっぱら優等地での連続した資本投下をもたらしたものと把握されるためである。最劣等地での価格規定のあり方は、ここでは連続的投資はないから、普通の形態のものであろう。

つぎに、優等地に連続的な投資がなされその生産物量が各々ちがっているとして、そのうち最も生産物量が少ない資本があらわす最も高い個別的価値より、最劣等地が規定する価格の方が高いとしてみよう。このときは優等地のすべての資本に超過利潤が生れる。こうして生れる地代の性格をしてみると、連続的な投資が一般的な場合は、最劣等地での投下資本総額と優等地でのそれとが同じであるから、これは差額地代第一形態である。だが、優等地に連続した投資がなされ、その間に生産物量の違いがある以上、ここでも差額地代第二形態が存在する。それは差額地代第一形態としてとらえた超過利潤のすべてではなくその一部分となるであろう。優等地に投下した資本のどれもが超過利潤を得ているのであるから、それらの差である差額地代第二形態は全超過利潤の全体とはならないのである。連続的投資が例外的な場合は、優等地の所有者の価格介入が考えられるが、これも既述のように最劣等地がその役割を肩代わりする。しかも、土地所有者が介入するときよりも多くの超過利潤を得ることさえともなう。最劣等地の投資総額は優等地のそれとは違ってくるので差額地代第一形態は問えず、優等地の連続投資からくる差額地代第二形態だけがこのときは考えられる。その大きさは上と同じことで、やはり全超過利潤の一部ということになる。

最後に、優等地に連続的投資がおこなわれその生産物量が資本ごとに違っていると、最劣等地が規定する価格の高さが優等地の最も生産物量の少ない資本が示す最も高い個別的価値と生産物量の多い資本が示す低い個別的価値との中間に位置するとしてみよう。つまり優等地の連続投資のあるものは平均利潤も確保できないが、別のあるものは超過利潤を確保していて、全体として多少の超過利潤を得ているという場合を考えてみようということである。この地

代は、連続的投資が一般的なときは、ただちに差額地代第一形態と把握できる。最劣等地にも同じ連続的投資があって投下資本の総額が優劣両地とも同額であるからである。また少し変則的ではあるが、優等地だけをみれば、これは連続的投資がもたらしたものとみえるから、差額地代第二形態ととらえることも可能である。これに対して、連続的投資が例外的であるときは、こういう想定ではでてこない。なぜなら、連続的投資が例外的であるときは当然に土地所有者が価格への介入をおこなうが、その場合は最も生産物量の少ない資本とて最低平均利潤は確保するようにするはずだから、このようにそれができていない想定はそこではあてはまらないのである。例外的であるということはくりかえすが土地所有者が一つの土地を二つとみることである。ならば、そのうち一方を平均利潤も得ないで貸すなどということはあるえないことである。だから、この場合は今の想定ではでてこないので考える必要はないのである。

以上のように、一般に優等地すなわち価格の規定をおこなわない土地の差額地代第二形態は、定められる価格の高さと連続的投資の社会におけるあり方によって幾分かかった結果を示す。しかし、最劣等地で価格が定められるために優等地の所有者は価格の規定には一切かかわらないですむ。できあがった超過利潤を地代に転化すればそれですむのである。これが前との対比で論じうる要点である。

注 1) マルクス『資本論』、資本論翻訳委員会訳、新日本出版社、第12分冊、1183～1185頁。

2) 同上、1189～1190頁。ちなみに、こうした差額地代第二形態についてはマルクス以前にリカードによっても論じられている。「しばしば起こり、また実際普通に起こることは、第二、第三、第四、第五級もしくはそれ以下の土地が耕作されるまでに、既耕の土地に資本が一層生産的に使用されるということである。すなわち、第一級地に投げられたる当初の資本を倍加すれば、そのため収穫は、たとえ倍加はしなくても、すなわち100クォーターだけは増加しなくても、これを85クォーターだけ増加させることができるということ、そしてこの増加量は、同じ資本を第三級地に投じて収め得るであろうものを超過するということが、あるいは見出されるかも知れない。このような場合には資本はむしろ古い土地に投げられて、そして同じく地代をつくり出すであろう」(リカード『経済学及び課税の原理』、小泉信三訳、岩波文庫、上巻、61頁)。同じものである。

- 3) マルクスは述べている。「われわれはさしあたり、差額地代Ⅱのもとでの超過利潤の形成だけを考察し、この超過利潤の地代への転化が行なわれうるにあたっての諸条件にはまだかかわらないことにしよう」(マルクス『資本論』、前掲邦訳、第12分冊、1189頁)。
- 4) 差額地代に転化する超過利潤は次のようなものである。「超過利潤は、それが正常に生み出されるものであり、流通過程での偶然の事情によって生み出されるのではないならば、いつでも二つの等しい分量の資本と労働との生産物間の差額として生産されるのであって、この超過利潤は、二つの等しい分量の資本と労働とが同じ面積の土地で使用され、それらの成果が等しくない場合には、地代に転化する」(同上、1140頁)。明言されていないが、「等しい分量の資本と労働」のなかには、当然にこれの同質が前提になっている。
- 5) 同上、1143頁。
- 6) 私はかつてこのことを報告したことがある。「差額地代第二形態論への一視点」、1979年度日本農業経済学会大会(於：東京農業大学)においてである。そのとき私の主張に対して、議論が展開された欧州ではたしてそのように考えるのが現実的といえるかどうかという質問をうけた。私もそのことは不安をもつが、しかし理論的にはこうとしかならないと思うのである。
- 7) この価値部分はいうまでもなくマルクスのいう「虚偽の社会的価値」である。これについては私は前掲、拙著『地代理論の諸問題』、第2章で、労働実体をもたない価値であることを明らかにしている。
- 8) 余談ながら、もし二つの投資の生産物量にちがいがなかったなら、絶対地代部分が倍加されるということになる。投資額が二倍になっているから、それは可能である。
- 9) この点の詳細はさらにあとでもふれることがあるであろう。

3. 『資本論』当該箇所の諸論点

差額地代第二形態の研究は、『資本論』では第3部第6篇第40章から第44章までで展開されている。このうち第40章は、いわば差額地代第二形態の定義を与えているところで、私が小論で先に引用した文章もここにおっている。そして第41章から第43章までは、一般に優等地での差額地代第二形態が議論され、これは小論の前章iiのb)でみたことと内容的に一致する。この点を三つに分け、生産価格が不変な場合、低下する場合、騰貴する場合、とさらに詳しく検討しているのである。最後に第44章は、最劣等地の差額地代第二形態の研究

で、小論の前章 ii の a) と同じことが述べられている。

これらの諸章はその都度想定の状態を到来させるいくつかの場合を分けてとりあげていて、また地代も差額地代第二形態だけをみるというのではなく、第一形態にもふれて当該の土地の地代の全体のなかでの大きさを分析するという見方をとっていて、詳細である。それらの大筋は私がこれまでに見てきた視点で理解が可能と思われるが、もう少しそのためにつけ加えておくべき点がある。主要な事柄に限って補足しておきたい。これがここでの課題である。¹⁾

i マルクスの「改良」(Verbesserung) という表現について

マルクスの差額地代第二形態論を読むときに注意したいことだが、その叙述のなかに、後続資本が先行資本よりも多くの生産物量をあげる場合、何かしら後続資本そのものが質的に変化させられてより「改良」(Verbesserung) されているかのようにも受けとられかねない箇所がある。いいかえると、この「改良」という言葉が後続の資本に、あるいはそういう意味を含めた経営にかけられているかのような箇所がある。少し例をとりだしてみよう。第41章には次のような文章がある。

„In diesem Fall ist die zuschüssige Kapitalanlage mit *Verbesserung* verbunden.“²⁾

あるいは、第42章には以下のような叙述がある。

„Sobald aber das neue Verhältnis von 5 Pfd. St. Kapital per Acre und damit die *verbesserte* Wirtschaft, sich verallgemeinerte, müßte der regulierende Produktionspreis auf $2\frac{8}{11}$ Pfd. St. herabsinken.“³⁾

さらにあげておけば、第42章の次の文章もそうである。

„Ändert sich infolge der mit *Verbesserungen* verknüpften, sukzessiven Anlage von Kapital auf demselben Boden dies Minimum, so geschieht dies allmählich.“⁴⁾

これらはそのまま訳すと上に述べたような表現になる可能性がある。現にこれまでではそのように受けとれる訳があり、たとえば、長谷部文雄氏の訳では、この順番にいうと、「この場合には追加的投資が改良と結びついている、」⁵⁾「だ

が、エーカーあたり五ポンドの資本という新たな比率が一般化し、それにつれて改良された経営が一般化すれば、調整的生産価格は $2\frac{1}{11}$ ポンドに低落せざるをえないであろう、⁶⁾「諸改良と結びついた継起的投資が同じ土地で行われる結果として上述の最低限度が変動するものとすれば、この変動は徐々に生ずる、⁷⁾」となっている。また、向坂逸郎氏の訳でも、「このばあいには、追加的資本投下が改良を伴っているわけである、⁸⁾」「そして、一エーカー当り五ポンドの資本という新たな比率と、したがって耕作の改良とが、一般化されるや否や、調整的生産価格は、二ポンド十一分の八に低下せざるをえないであろう、⁹⁾」「諸改良と結合された、同じ土地における逐次的資本投下によって、この最小限が変化するとしても、このことは漸次に行なわれる、¹⁰⁾」とされている。あるいは、全集刊行委員会（この場合担当は岡崎次郎氏）の訳でも、「この場合には追加投資が改良と結びついているわけである、¹¹⁾」「しかし、一エーカーあたり五ポンドの資本という新しい割合が一般的になり、したがってまた耕作の改良が一般的になれば、たちまち規制的生産価格は $2\frac{1}{11}$ ポンドに下がらざるをえないであろう、¹²⁾」「この最小限度は、同じ土地で改良と結びついた逐次的投資が行なわれることによって、変化するとしても、この変化はだんだんに起こるものである、¹³⁾」と論じられている。

もしこれらの訳によって後続の資本に「改良」が加えられて先行の資本とは同一ではない、と解釈されたら問題である、と私はいいたいのである。そして、あとでもみるようにそういう議論が現存しているのである。

そういった考え方が誤りなのは次の諸点に明らかである。まず第一に、仮にそのような解釈が許されるとしたら、そのことは差額地代の定義に反するという点である。差額地代を生み出すのは、あくまで自然的条件の差異によるものでなければならないはずで、資本の条件に変化を認めてよいのなら、このことはまったく意味をなさなくなるのである。同一地所に投下される諸資本はすべて同じ内容のもの、これがいたずらにこわされてはならないのである。

第二に、資本の内容に変化があってよいという場合、はたして比較の基準にとりあげる同一土地面積に同一の資本額という前提がなりたつかどうかという

点である。資本の内容がかわれば、同じ面積を耕すにもふつうは必要資本額もかわる。たいていは、すすんだ内容をもつものは、そうでないものより多額になるであろう。とすると、同じ面積の土地に対して同一資本額の投下ということは問えなくなる。同じ土地を耕すのに、先行投資と後続投資との間に額のちがいがあったのでは、二つを同列に比較することはできなくなるのである。差額地代はこれでは問題になってこないのである。

そして第三に、もし資本の内容に変化があってよいとするならば、そういうかたちで生れた超過利潤は地代化するであろうかという点である。先行投資はそのままで後続の資本に改良が加えられるということは、その改良はまだそれほど一般的にはなっていない、いうならば例外的なものということになるであろう。もしそうでなければ、先行の資本にも同じ改良が適用されていてよかったはずだからである。ということは、そこに生れる超過利潤は、ごく少数の資本家だけが作りだした特別剰余価値が転化したものということになる。そうならば、この超過利潤は資本家のもとにとどまって地代化する性質のものではない。一般に超過利潤が差額地代として土地所有者の手につるためには、資本家と土地所有者との競争がなければならぬが、そのほかに資本家間の競争が不可欠である。少しでも多くの利潤を得ようとして優等な土地をとりあうことが、結果的にそこに生れる超過利潤を地代に出してしまうのである。その場合、そのような資本家間の競争がおこるためには、どの資本家も同じ内容の資本をもっていなければならないであろう。どの資本家も自らの資本をもって他と同じように超過利潤を発生させようからこそ、競争がおこる。第二形態のときも同様で、その土地を借りればどの資本家も連続した資本投下ができ、そして超過利潤を生みだせるからこそ競争がおこる。もしそうではなくて、ある資本家だけが他の追随をゆるさない特別の内容の資本をもっているために超過利潤を実現しているとしたら、他の資本家がそれをめざしても自らの資本では超過利潤を発生させることはできないから、この土地を借りる競争には参加しないであろう。つまりそういうときは資本家間の競争はおこらない。だから、そういう超過利潤は、その発生を可能にした特別の資本をもつ資本家の手にと

どまって地代化しないのである。特別剰余価値は地代にならないというのは明らかなことである。

したがって、『資本論』のさきの叙述は後続の資本の改良を述べたものでは決してない。『資本論』にある諸表をみると、そこでは先行の資本も後続の資本もみな同額にされているが、このことは上にみた二つ目の点に照らして、資本の内容を変えるということを考えていたのでは絶対にないことを証明している。だから、この *Verbesserung* という言葉は、資本にかかる言葉ではなくて、資本はそのままでお生産物量が前より増すというのであるから、明示されてはいないが土地の改良と、土地へかかる言葉であるということになる。私が示したように、後続資本の生産物量が先行資本のそれより多くなる場合は気候条件がよくなった時といえるのならば、そのときは土地自体にとりたてて変化があるわけではないから、これを土地の改良といえるのかどうかと問われるかもしれないが、気候条件の好転もまたれっきとした土地改良の一つである。

私は以上のような理由から、『資本論』の当該箇所¹⁴⁾の翻訳にあたっては、*Verbesserung* を「土地改良」と訳すことにつとめた。さきの引用文の最初の文章は、「この場合には、追加資本投下は〔土地の〕改良と結びついている、¹⁴⁾」と訳した。この〔 〕は原文にないものを訳者が補足したという意味である。それから、あとの二つの文章は訳した日本語文の前後の調子上、あえて「土地」という言葉をつけ加えなかったが、改良が土地にかかることをあらわすために、それらの文章をその前で制約している次の文章で *Verbesserung* を「土地改良¹⁵⁾」と訳してその意味をもたせたのであった。その文章とは、„Da die Rate der Produktivität wächst mit der zuzuschüssigen Kapitalanlage, schließt diese eine *Verbesserung* ein.“¹⁶⁾で、私は「生産性の率が追加資本投下とともに増大するのであるから、この追加資本投下は土地改良¹⁷⁾を含んでいる、¹⁸⁾」としている。これは先にもみた他の邦訳にはないことで、誤解をさけるために前進¹⁹⁾であると思っている。

『資本論』における叙述について、このことはつよく主張しておきたい。

ii 差額地代第二形態の例証方法

差額地代第二形態を説明するには、例として必要な表をあげてゆくことが便利であるが、『資本論』ではこの表のつくり方に一つの特徴がある。それは、まずそれぞれの議論の場合について、はじめに連続的な投資がないそれゆえに一回だけの投資でできあがっている表をかかげ、そしてそれを基本表としてそこに追加的投資をつけ加える方法で目的の表をつくるというやり方である。したがって、できあがった連続的な投資がなされている目的の表をみて、そこから第一次の投資だけをぬきだせば、それはそのまま数値的に基本的な表と一致するわけである。基本的な表をもとにそれにつみかさねる方法で次の表をつくらせてゆく、これが土地種類を複数にしてなされているのである。

それで重要なことは、そこで展開される議論が、これを単に表の作成方法にとどめるのではなく、基本表をもとにつねにそれを出発点にして、「生産価格が不変な場合」、「生産価格が低下する場合」、「生産価格が騰貴する場合」、と論じられている点である。すなわち、議論の内容でも表には基本表をもとにその他の諸表という関係がみられるようになっていっているのである。

とすると、容易に思いこみやすいことは、このような表の作成方法はそのまま例えば一つの社会の投資のあり方の変化を反映したものとみることである。言いかえると、基本表はある社会のある時点での投資のあり方をあらわし、そこに追加的投資が加わって次の表ができるのであるから、次の表はその社会の次の時点での変化した投資のあり方をあらわしているとみることである。もう一度いえば、表の作成方法としての基本表から目的の表への移行は、一つの社会の実際の投資のあり方の変化とみるということである。

こうした見方は、それ以上に入りこまなければ問題はでてこないが、当然に次のような理解をともなってくる。すなわち、基本表と次の目的の表とは同じ社会の連続して変化した二つの断面をそれぞれあらわしているのであれば、双方の表の示す内容にも連続したつながりがあるはずで、あとからつくられる表の内容は基本表の示している内容を無視してはありえず、むしろそこからの制約を受けて成りたつものでなければならぬ、と。だから簡単にいえば、基本表において資本家がある額の利潤を得、地代がある額あって土地所有者がそれ

を得ているとすれば、次の表はそこからの変化であるから、そうした額の利潤や地代を少なくするようなことは決してあってはならないということである。なぜなら、そのように利潤なり地代が減少するということは、資本家や土地所有者が自分ですることではないからである。したがって追加的な投資もそれらをふやすものならありうるが、減らすものならないわけで、そのような表ならつくってはいけないということになる。たしかに追加的投資は資本家が自らするもので、土地所有者は自分ではしないからそのようなときは抵抗するということであろうが、前の表にある自らの取得分をあえて減らしてまで自分で追加的投資をするなどということはいえぬことである。それで、もしこの考え方が正しければ、『資本論』の諸表にはそういうものがあるから、これはおかしいということになるのである。

はたして『資本論』の諸表をそのように基本表を出発点に実際の投資形態の変化としてみるのが適当か否か、これがここでの私の検討課題である。私はこのことについては、次の諸点からそうした見方は誤りであると考える。

第一に、基本表以外の目的の表をつくるときにその内容を規定するものとして設けられた仮定のなかには、その前の時点の投資のあり方が基本表のようであればならないということは少しも入っていないという点があげられる。仮定はさきにも一部ふれたが、一つは目的の表の時点での価格がその前の時点でのそれとくらべて同じか、低いか、高いか、ということ、二つは連続した投資の生産物量のどれが多いか少ないかということ、この二つである。このうち、あとの方は目的の表のなかだけのことだからよいとして、問題は前の方である。たしかに、上でみたように基本表とその他の目的の表との間には表の作成上の関係、そして価格の比較対象としての論理的关系はある。だが、それはそれだけのことであろう。それ以上はなく、だからたとえば、目的の表の時点の価格がその前時点の価格より高いという場合、なるほど低い価格の例としては基本表のものがあげられているが、それは単に一例であって、低ければその他のどんな価格であろうとすむことである。目的の表には、それより低かったその前の時点の価格がどのように規定されて具体的にどれほどであったか、な

どということとは仮定されていない。ましてその価格水準が基本表のそれであるべきとは全く規定されていない。とにかく低ければそれでよいのである。それだけで目的の表の議論はできるわけで、したがって前時点では低ければ価格はどんなものでもよいのである。ということは、目的の表の前時点には必ず基本表がなければならないということには決してつながらないということである。基本表も一つの例だが、他の無数の場合でもよいのである。それはすなわち、目的の表をみるとき、その表の前時点でのあり方は基本表であって、その変化したものであるとみる必然性はないということである。同じように、目的の表の時点の価格がその前の時点の価格より低い場合も、同等である場合もこれはいえる事柄である。

第二に、さきにも少しふれたが、もしそのような考え方が正しいとすれば、色々な場合を想定してかかげられている『資本論』の諸表のうちいくつかは不適当なものとして排除されることになるが、それでは理論上十分な研究とはいえなくなるという点があげられる。たとえば、『資本論』には「生産価格が低下する場合」という仮定と、それとあわせて「追加諸資本の生産性の率が下落する場合」という仮定とを一緒にして論じているところがある。これはそういう事態も起こりうることを考えてマルクスがとった理論的措置の結果である。ところが、これでできている表は基本表の変化したものと受けとるならば、本来は作成できないものになってしまうのである。基本表は劣等地から優等地にむけて **A, B, C, D** の四つの土地種類でつくられ、**B, C, D** 地に差額地代第一形態が生じている。この地代額をまえに述べた理由で減らさないで上の二つの仮定をなりたたせることができるかどうか、これを考えて欲しいのである。**B, C, D** 地の地代を減らさないためにはどうしても依然として **A** 地に価格の規定者になってもらう必要があるが、仮定によればその価格が下がるということ、しかも全く正反対でありえようがない追加資本の生産性の下落をとまなう価格の低下がいわれているのである。**A** 地に追加資本を投下しなければ価格は前と同じ水準にとどまって優等地の地代を減らさないこともありうるが、価格を下げるというのであるから **A** 地に追加資本をしないわけにはいかない。

だが、追加資本は生産性の率が下がるものでしかいけないというのであるから、それは価格の上昇にはつながるが、下落には絶対につながらないのである。明らかなように、**B, C, D** 地の地代を少なくとも維持したい **A** 地はたがいに対立する二つの仮定にはさまれて、ただ矛盾におちいるだけである。すなわち、このようなことはどこから考えてもとうていできることではなく、目的の表も作成できるものではないのである。

それでこのような仮定による議論は理論から排除することになるだろうが、そうだとすれば現実にそういう場合があったときにはどうなるのか、これを問わなければならない。結局、それは理論的な解明をしないで終るということになる。このようなことが許されるやり方であろうか。こうした仮定の場合は **A** 地をとりのぞいて、したがって **B, C, D** 地の地代を無視して、つくる表を基本表から独立してみてもゆく、これこそマルクスがしている方法だが、これしかやり方はないであろう。このやり方は、いうまでもなく目的の表を基本表から変化したものとはみない、その意味で連続性を問わない方法である。これが正当であると私は思うのである。

第三は、ふつう経済学で一つの現象の本質を問う場合、その前の時点で、だから過去にそれがとっていた姿にふれる必要がどれだけあるであろうか、という点があげられる。ここでは差額地代第二形態が研究の対象であるから、これの完全な状態はきちんと示される必要がある。それが目的の諸表である。だがそれが果されておれば、差額地代の第二形態を生ずる事態がどこからどうして何の変化したものとして出てきたのか、ということはこの際どうでもよい事柄である。何から出てこようと、したがってその前の時点の姿が何であろうと、現時点で差額地代第二形態を生ずる状態になっていればそれでよいことである。これは差額地代第一形態の場合でもいえることで、差額地代第一形態が生れる状態がきちんと示されておれば、その土地がそれ以前にどうであったかなどということは全く問う必要がない。『資本論』ではそのようにされていて、その土地の前時点での姿などについては全く論じられていないのである。その土地も以前から耕作されていけば、あるいは地代もあったかもしれないが、そ

んなことは今はどうでもよいことであるからである。²⁰⁾この点からしても、差額地代第二形態のときだけその前の時点のはなしをするというのは不合理なことである。それは本論にとって明かに余計なことである。だから、基本表は目的の表をつくるためだけの論理的必要物で、それ以上のものではないことを知るべきである。

これらの諸点から、『資本論』の差額地代第二形態をあらわす諸表は内容的に基本表の変化したものではないのであって、その意味で基本表からの制約はなく、一つ一つ独立させてみなければならぬと私は思うのである。

iii 第44章におけるエンゲルスの修正に関して

既述のように、第44章は一般に最劣等地の差額地代第二形態を研究している。その内容は、マルクスには多少の説明不足の感もあるが、ここで私が示した見方によって理解が可能である。²¹⁾少しつけ加えておけば、この章では三つの例があげられている。このうち第一の例は認識をまちがうと誤解をまねきやすいので、ことに注意をしたいと思うのである。というのは、私が前に説明した「一般」に関して、この例がその典型的なものになっているからである。追加的投資をすると、それをした土地がそうではなかったときは優等地であったのに、最劣等地に変わるのである。マルクスは最劣等地になったときも前からのひきつぎでその土地を優等地とよんで「三 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングという生産価格を規制するのは、最劣等地 **A** ではなく、より優良地 **B** であろう、²²⁾と述べているが、そこを言葉の使い方だけのことで誤解しないようにと考えるのである。言葉はマルクスの使い方でも前からのひきつぎであるからまちがいはないが、これは明確に最劣等地のことであり、ここでの「限界原理」が追求されているのである。その条件は、追加的な投資が社会的にみて例外的であること、そしてそれをもとに土地所有者の価格介入があること、この二点である。前の点は追加的投資が他の土地にはなく **B** 地だけになされていることに明らかであるが、後の点は少し注意をする必要がある。というのは、このあたりの記述にはその文章がないからである。それがあるのはそのあとの第二例のこ

ろで、これを一緒に論ずるといふかたちをとっているのである。マルクスはいっている。「この（第二例の——引用者）場合においては、前に追加諸資本の生産力の減少の場合のより優良な諸地所で見たとように、生産価格を騰貴させるのは、またしても超過利潤の地代への転化、すなわち土地所有の介入であって、差額地代は単に個別的生産価格と一般的生産価格との差額の結果ではないであろう。」²³⁾マルクスにいくぶん説明不足の感があるといふのはこんなところをさしてであるが、しかし必要なことはちゃんと述べていて、よく読めばわかることではある。第二例、第三例はこれよりは理解しやすくなっている。

さて、本節でとりあげたいのは、この第一例に関してエンゲルスが与えた修正についてである。マルクスは、これまでもふれてきたように、第一例においては、それまで優等地であった **B** 地にのみ追加投資をし、したがって社会的にみて例外的な追加投資をここにのみし、その生産物量が少ないために——追加投資の前までは最劣等地 **A** では三ポンド・スターリングの生産費で一クォーター生産されていたのに対して、追加投資は三½ポンド・スターリングの生産費で一クォーターを生産することになっている——今度は **B** 地が最劣等地になり、そこでの「限界原理」を追求するということをおこなっている。そしてその結果、**B** 地では合計九½ポンド・スターリングの生産費で四½クォーターの生産物を生産し、六¼ポンド・スターリングの地代を生むという結論を得ている。当然に優等地になった **A** 地にも地代が生れるのであって、それは½ポンド・スターリングとなっている。これに対してエンゲルスは次のような修正を出している。

「これもまた、完全に正確な計算ではない。**B** の借地農業経営者には、四½クォーターは、まず第一に生産費に九½ポンド・スターリング、第二に地代に四½ポンド・スターリング、合計十四ポンド・スターリングを費やさせる。一クォーターあたり平均では三¾ポンド・スターリングである。彼の総生産のこの平均価格がこうして規制的市場価格となる。それに応じて **A** での地代は、½ポンド・スターリングではなく¾ポンド・スターリング [三¾(貨幣収益) - 三(生産費)] となるであろうし、**B** での地代はこれまでどおり四½ポンド・スターリングにとどまるであろう。すなわち、一クォーター三¾ポンド・スターリングでの四½クォーターは十四ポンド・スターリングであり、こ

れから生産費九 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングを差し引けば四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングが超過利潤として残る。これでわかるように、数字は変えられなければならないにもかかわらず、この事例は、すでに地代を生んでいるより優良な土地が、いかにして差額地代Ⅱを媒介にして価格を規制しうるか、そのことによってすべての土地が、これまで無地代であった土地²⁴⁾までが、地代を生む土地に転化されるかを示す。」

結論をさきにすると、この修正はまったく適当ではない。人によってはこれを正当とみる見方もあるようだが、それは誤りである。適当ではない理由は二つある。一つは、追加投資をして最劣等地となった **B** 地において、既に投下している資本と新しく投下した追加資本とを一緒にしてここに「平均原理」を働かせてしまっている点である。これでは差額地代第二形態をみることはできなくなってしまう。一体この説明のどこに差額地代第二形態の成立を説いているのであろうか。エンゲルスはなぜかつねに「平均原理」をとりあげていて、それは第43章での補足などでも働くこととなっている。優等地の差額地代第二形態は、すでにみたように、それでも説明が可能であるからよいとしても、ここではそうはいかない。この場面で必要な議論は少しも語られていないといわなければならないのである。にもかかわらず、エンゲルスの計算でもすべての土地に地代が生じていて、その意味では最劣等地にも地代があってそれを論じているかにみえる。だが、ここに二つ目の難点がある。**B** 地の生産物の価格をみるのに、突然四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングの地代が加算されているのはいったい何のことであろうか。これこそ私が前節で批判した基本表の地代の目的の表へのもちこみである。基本表では **B** 地は優等地でたしかに四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングの地代を生じている。その地代を減らさないようにというのがこの結果である。これは既に前節で検討したようにやってはいけないう事柄である。そのときに示した矛盾点がここにもそのままあてはまるが、ここではなお大きな困難を示してみよう。四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングの地代は何地代なのかわかりにくいだが、もしこれが差額地代であるというのなら、それがはじめから商品の価格の規定部分として計算されているというのはどういうことであろうか。差額地代は価格が先にきまって、そのあとからでてくるもので、これでは順序

が全く逆になるといわなければならない。そのためにもう一度あとから計算しなおして、四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングを地代として出した格好になっているが、これは計算の順序を逆からにしただけのことで、四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングを前提にしていればその額がでてくるのはあたり前のことである。もしこれが絶対地代であるというのなら、四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングは **B** 地を耕している資本が生産した価値ということになるが、そうだとするとなぜ **B** 地以外の土地を耕す資本にはそれがいないのであろうか。資本はどの土地を耕そうと、みな同質、同額であるはずで、こんなことはあってはいけないことである。いづれにしても、理論的な不整合はまぬがれえないのである。

エンゲルスは **B** 地に「平均原理」をもってきたため、それでは彼が最劣等地と考えた **A** 地に地代をみるができなくなってしまうという事情から、ここに基本表の四 $\frac{1}{2}$ ポンド・スターリングをもちこんで **A** 地にも地代をつくり、「最劣等地にも生じる差額地代」の課題を果そうとした、これがこの修正の真相であらう。しかしそれは誤りである。この部分の計算はマルクスが正しいのである。

注 1) 差額地代第二形態論が既述のようにマルクスによっては完成されていない事情は、どちらかといえなくてもよかったことまで述べているように思う。それは、同一地所への連続的な諸投資が生産物量を同一にして差をもたらない場合の議論である。差額地代第二形態が生じないのであれば、なくてもさしつかえないと私は思うのである。ただし、あっても困ることではないのならば、このような批評は小事ではある。

2) K. Marx, *Das Kapital*, III, MEW, Bd. 25, Dietz Verlag, 1977, S. 701. イタリアック変形部分——引用者。

3) *Ebenda*, S. 717. イタリアック変形部分——引用者。

4) *Ebenda*, S. 718. イタリアック変形部分——引用者。

5) 『資本論』, 長谷部文雄訳, 青木書店, 第3部下, 971頁, 傍点——引用者。

6) 同上, 994頁, 傍点——引用者。

7) 同上, 996頁, 傍点——引用者。

8) 『資本論』, 向坂逸郎訳, 岩波書店, 第3巻第2部, 865頁, 傍点——引用者。

9) 同上, 885頁, 傍点——引用者。

- 10) 同上, 887頁, 傍点——引用者。
- 11) 『資本論』, 全集刊行委員会訳, 大月書店, 第3巻第2分冊, 887~888頁, 傍点——引用者。
- 12) 同上, 908頁, 傍点——引用者。
- 13) 同上, 909頁, 傍点——引用者。
- 14) 『資本論』, 資本論翻訳委員会訳, 前掲第12分冊, 1210頁, 傍点——引用者。
- 15) その他の二つの文章の私がかかわった訳文は以下のようである。「しかし、一エーカーあたり五ポンド・スターリングの資本という新しい比率が一般化し、それとともに経営の改良が一般化すれば、規制的生産価格は二 $\frac{8}{11}$ ポンド・スターリングに低下せざるをえないであろう,」「諸改良と結びついた順次の資本の投下が同じ土地で行なわれる結果、右の最低限度が変化するとすれば、このことは徐々に行なわれる」(同上, 1236頁および1238頁)。
- 16) K. Marx, *Das Kapital*, III, MEW, Bd. 25, Dietz Verlag, 1977, S. 717. イタリック変形部分——引用者。
- 17) 『資本論』, 資本論翻訳委員会訳, 前掲第12分冊, 1236頁, 傍点——引用者。
- 18) 他の邦訳のこの部分の訳文をみておけば以下のようなようである。「生産性の率は追加投資とともに増大するのだから、この追加投資は或る改良を含むのである」(長谷部文雄訳, 前掲書, 994頁)。「追加的資本投下に伴って生産性の率が増大するのであるから、この資本投下は一つの改良を含む」(向坂逸郎訳, 前掲書, 885頁)。「追加投資に伴って生産性の率が上がるのだから、この投資には改良が含まれている」(全集刊行委員会訳, 前掲書, 908頁)。
- 19) 私は小論の第2章 i の差額地代第二形態成立の自然的な基礎の説明のところで、土地豊度の減少とか土地改良とかいうことはマルクスによっては明示的に述べられていない、と書いたが、今回の訳書ではそのうち土地改良についてだけは明示的になったわけで、読者の理解を得たいものと思っている。
- 20) このことは『資本論』の展開の全体にとっての理論的前提である。ここで必要なのは完全に発達した資本主義社会でその前のことはどうでもよいことである。
- 21) この点もくわしくは私の前掲書, 第3章をみてもらいたい。
- 22) 『資本論』, 資本論翻訳委員会訳, 前掲第12分冊, 1290頁, 傍点——引用者。
- 23) 同上, 1297頁, 傍点——引用者。
- 24) 同上, 1290~1292頁, 傍点——原文。

4. 諸説の問題点

マルクスの差額地代第二形態論は、当然のことながら、理解する者のあいだ

にいくつかの不統一を生んでいる。私の立場から、前章での展開にそうかたちで、それらを整理して検討しておきたい。これが本章の課題である。

i 後続資本の質的变化を主張する説

花田仁伍「農産物価格の決定機構と諸問題(二)」(『佐賀大学経済論集』, 第7巻第1号, 1974, 後に同著『農産物価格と地代の論理』, ミネルヴァ書房, 1985, 第2章に収録)は、最劣等地において連続的投資がなされ、後続資本の方が先行資本よりも生産物量が多い場合について、次のように述べている。

「最劣等耕作地は一定の広がりをもち、そこに投下される資本＝経営も無数であるのが通例で、追加投資も全土地・全経営一斉に開始されるものではない。大抵の場合、一部の経営＝資本によって『例外的、先駆的』に、部分的に不均等に行なわれるのが普通である。そこで……生産力増大的追加投資が、一部に例外的に投下されたと想定すれば、残りの圧倒的部分の土地・経営は従来のままの『標準資本』……の規模にとどまり、したがって生産力も従来のもままであろう。そして、追加投資による生産の増加分は社会的需要の増加に吸収され、かつ、圧倒的部分を占める非追加投資の『標準資本』の生産物を社会が必要とするかぎり、社会的価値・市場調節価格は、非追加投資の『標準資本』によって規定されるということになろう。……以上のようにして、非追加投資の生産性の低い従来標準資本のもとでの価値(個別価値)によって社会的価値(したがって市場調節価格)が規定されるならば、生産性が高められた追加投資のもとでは、それに対応する『特別剰余価値』、すなわち超過利潤を取得することになる。……さて、問題はこの特別剰余価値の行方である。この特別剰余価値は最劣等耕作地の上に成立している。したがって土地の『自然的豊度』が特別に高いということの結果ではない。つまり、土地の『自然発生的生産力』の特別の高さを基礎とするものではなくて、追加投資を契機とするものであるから、『資本それ自体』にもとづく『例外的に高い生産力』の結果であって、本来の意味における特別剰余価値(としての超過利潤)である。……このとき、『土地所有の介入』と『資本の競争』(平均利潤に帰着する資本の借地競争)を前提するならば、この超過利潤は地代に転化し地代として固定する可能性が与えられる。¹⁾

この見解で問題になるのは、追加投資の生産性増大が資本条件の変化、進歩によるものとされている点である。²⁾ 小論そしてマルクスの展開では、連続的な諸投資の資本条件はつねに同等で、生産物量に差異をもたらすのはあくまで土地であるとしてきた。だが、ここではそうなっていない。追加資本の生産物量

増大は、『資本それ自体』にもとづく『例外的に高い生産力』の結果であり、そこに生れる超過利潤は、「本来の意味における特別剰余価値」とされている。これは疑問でなければならない。

まとめていえば、以下の諸点がこの見解に首肯できない理由である。第一に、このようにして生れる超過利潤は「虚偽の社会的価値」ではありえず、したがって、たとえその部分が地代化したとしても、それは差額地代の範疇には入りえないという点である。例外的に高い生産力をもつ資本のもとで使用される労働は、「同じ時間内に、同じ種類の社会的平均労働よりもより大きい価値をつくりだす³⁾」のであり、それゆえに、このようにして生れる超過利潤は労働実体をもつものであって、市場価値の法則から発生する「虚偽の社会的価値」ではない。そうすると、仮にそれが地代化しても、それは差額地代の本質を逸脱することになるのである。

第二に、先にも述べたが、同一地所に同額の諸資本を投下しておいて、このようにその内容がたがいに違うなどということはとうてい考えられないという点である（ここであげられている例証では、先行投資もそれとは内容が異なっている追加投資もともに $30C + 20V$ となっている）。資本条件がちがえば、同一土地面積に投下される資本額もちがうし、資本構成もちがうのがふつうである。それらはもとのままで、資本の内容だけがちがうとすることは、いかにも非現実的な事柄であるといわなければならない。

第三に、もし、資本条件の変化、進歩を考えてよいのなら、差額地代第二形態論においては追加資本の生産物量が下がる場合などはとりあげなくてもよくなるという点である。資本条件の進歩は生産物量の低下と結びつくことはないし、先行資本とくらべて生産物量が少なくなると思われたときは資本条件を変えて対処すればよいわけで、そもそも追加資本の生産物量がおちるということは考えなくてもよいことになるのである。ということは、差額地代第二形態論でこのことをあえてとりたてる必要はないということにほかならない。にもかかわらず、マルクスの差額地代第二形態論においては、一般的に追加資本の生産物量が先行資本のそれより少なくなる場合もひとしく研究の対象にされてい

る。これは矛盾というべきである。生産物量の低下が資本条件に関係のないことでやむをえずおこっているとみるのか、それとも資本条件を変化させればそれをとり除くことができるのに、なぜかあえて不経済な結果をまねかせておこっているとみるのか、これはそういう問題である。後者は現実的にみてありえないことであろう。

第四に、最も重要なことだが、そしてこれも前にふれたが、はたしてこのような超過利潤が地代に転化するであろうかという点である。同稿には「平均利潤で満足する（資本の競争は平均利潤に帰着させる）資本が、投資機会を求めて、借地の競争者として待機しているとすれば、追加投資によって生産性を高めることによって超過利潤を実現していた当の資本家（借地農業者）も、その超過利潤、特別剰余価値を地代として引き渡さざるを得なくなるだろう⁴⁾」と説明されているが、特別剰余価値ということは、そのことでその進歩した資本条件がきわめて少数の資本家だけによって採用されていることを示しており、このように諸資本家のあいだで対等な競争があるとは考えられない。平均的な資本条件を採用している資本家はその土地を借りたとしても、そこでは何の超過利潤も生みだせないのであるから、この資本家は、すすんだ資本条件をもつ資本家に超過利潤をはきださせる力ももたないのである。だから、このような超過利潤はその資本家の取得するところとな⁵⁾って、地代に転化することはないのである。

この見解で次に問題になるのは、いまの点ともかかわるが、「土地所有の介入」についてである。小論の第2章iiのa)でみたように、マルクスが「土地所有の介入」といっている意味は、このように既^に実現されている超過利潤の単なる横取り、ということではなかったはずである。そうではなくて、「土地所有の介入」とは、土地所有がみずから「限界原理」をはたらかせて超過利潤をつくりだす、その意味で価格をおしあげて取得部分をつくりだす、ということであったはずである。だから、ここでいわれていることは、本来の内容からははずれているといわなければならない。それから、同稿は引用した文章の少しあとで、土地所有が諸資本の生産物量「平均原理」化をさまたげて地代を創

造する、すなわち本来の内容での「土地所有の介入」があるのは、「生産性増大的追加投資が土地 A 全部の上で一般化」したときと述べているが、⁶⁾ 既述のように、そのような場合は反対に土地所有の介入の余地をなくするのであって、ここに「土地所有の介入」をいうのは、マルクスとも一致しないし、もともとありえないことである。⁷⁾

つまり、総じてこの見解は、「土地所有の介入」がおこる条件、いいかえれば「限界原理」のはたらく場面の吟味について十分とは思われないのである。⁸⁾

ii 『資本論』の諸表を疑問視する説

田代 隆「差額地代第二形態に対する疑問」(『農業経済研究』, 第 27 卷第 2 号, 1955, 後に同著『地代論・小農経済論』, 九州大学出版会, 1984, 第 1 章に収録)は、『資本論』第 3 部第 43 章のエンゲルスが整理した諸表を通覧して、次のような疑問をだしている。

「この表(表13——引用者)に示されているように B 地全体として見れば120志の生産価格によって20ブッシェルの生産を挙げたのであるから、その平均生産価格は1ブッシェル当り6志となる。しかし追加投資として投下された資本のみを取出して見れば、50志の前貸資本と10志の平均利潤、合計60志の生産価格をもって8ブッシェルの小麦を生産したのであるから、その個別的生産価格は1ブッシェル当り7志2分の1となる。それが1ブッシェル6志で販売されなければならない。1ブッシェル当り1志2分の1の損失である。全体として12志の損失となる。このような馬鹿げた追加投資が資本制生産を行う借地農業者の手によってなされるであろうか。あるいは人はいうであろう。B 地には従来(第1表<基本表である表11のこと——引用者>)12志の超過利潤としての地代が存在していたのであるから、競争によってその超過利潤が消滅するまで追加投資がなされる。追加投資によって生ずる損失部分12志は、これまでの地代部分12志に食い込むことによって借地農業者としてはその生産を持続することができるであろうと。……そこで問題は一般的生産価格(ここでは最劣等地 A の個別的生産価格である1ブッシェル当り6志)以上の生産価格を持つ投資、換言すれば市場調節の価格となる場合の生産性よりも低い生産性を持つ投資が、今まで剰余利潤を形成している優良地に現実に起るかということである。……借地農業者としては地代の犠牲において平均利潤⁹⁾をまかなうことができるから、かかる投資を行うと説明する。これはどうもおかしい。」

この疑問は前章の ii で述べたものである。基本表から他の目的の表への移行を、実際の投資形態の移り変わりを反映したものと受けとり、そのために諸表のあいだには内容的なつながりがあるとうけとれば、こういう疑問もでてくる。だが、諸表の関係は単に表の作成上だけのことであって、投資の形態の移行をあらわしたものではなく、したがって内容的な関連を諸表のあいだにもたせて見るべきではないことは、既述のとおりである。

それをはっきりさせるために、いまここで問題になっているエンゲルスの表 13 を作成方法を変えて、次のように変更してみよう。土地種類 **A, B, C, D, E** を **F, G, H, I, J** と変え、生産費と生産物量を各々すべて10倍にしてみる（たとえば、60シリングの生産費は600シリング、10ブッシェルの生産物量は100ブッシェルに）。こうすれば、基本表である表11との関係はまったくなくなる。完全に独立したものとしてあらわれる。土地種類も生産費、生産物量もちがうので、表11の投資形態がまずあって、それが表13の形態に移ったなどとはとうてい言えないし、したがって内容的な関連など思いつきようもない。二つの表の諸数値がどうあらわされていようと、双方は互にまったく無関係なものとしてうけとることができる。

しかし、それでもそうしてできあがった表13は、この場合の例証たりうる。ここでの前提は、「生産価格が不変のままである場合」、「第二次資本投下の生産性が減少する場合」の二つであり、それはこの表で十全に満足されている。だから、ここではこの表を使用してもよいのである。

これは何を示しているかといえば、諸表には本来的に相互には何の関係もなく、一つ一つ独立しているということである。互にまったく無関係であってよいということである。そこにたまたま表の作成上、諸表の土地種類を同じにし、また基本表の投資形態と目的の表の第一次投資の形態とを同じにしたとしても、そのかぎりでの関連はできるが、それによってこの原則がかわることはない。独立していることは不動である。だから、諸表を独立させないで、内容的に関連させてみることから生ずるこのような疑問は無用のものである。

iii 差額地代第二形態論の展開の場を小さくする説

既述のように、同一地所に連続的な投資をした場合、先行資本より後続資本の生産物量が多くなるということに関しては、後続資本の質的な変化を考える見解が圧倒的に多い。そういう見方にたつと、ここで当然のことながらこの先が二つに分かれる。一つは i でみたように、無理でありながらこれを差額地代第二形態論のなかに入れていこうという考え方である。もう一つは、そのような超過利潤は地代化しないからという理由でそれを差額地代第二形態論から除外していこうという考え方である。後者のものから代表的な見解をみておこう。

「追加投資によって生産性がたえず増進してゆくという形で考えるとすれば、とうぜん技術がそれによって改善されていっていることを想定しなければならない。そしてそういう技術的改善は、おそらく投下資本の単位を大ならしめるにちがいない。したがってかりにこの土地に50シリングの資本が6回投下されたとしても、それはやがて100シリングの資本が3回投下されたもの、もしくは300シリングの資本が1回投下されたものとして扱われるようになるであろう。そのように考えれば、このばあいには、この一エーカーの土地についてさえ、地代が成立しないことが考えられるのである。こういうわけで、ここでは収穫増進のうえに地代の必然性を論証しようとするれば、それがあらわれるにしても、かぎられた範囲においてであって、ほかの多くの土地を耕作から追いつてしまうようなものではないこと、また、収穫の増進をもたらす技術的改良が総投下資本を合体してひとつの資本たらしめるような性質のものでないことをつねに前提しておかなければならないのである。このような前提は、歴史的事実としてはたしかにみとめうるものであろう。しかし抽象的原理のなかにそれをいれていいかどうかは、やはり問題なのである。このばあいにもわれわれは収穫を増進的なものとして考えることによ¹⁰⁾って、はじめて無条件的に地代の成立を論証しようといわなければならないであろう。」

「大内氏は下向序列と生産性低落を主張しながら第三の条件に至らなかった。その主張のうえで最劣等地に生ずる差額地代以外の第二形態を認めることは自己矛盾にほかならない。少なくとも大内氏は、第二形態は最劣等地に生ずる差額地代にほかならないことを積極的に説かなかった。第一形態の下向序列と第二形態の生産性低落とを一緒にして『差額地代と収穫増減法則』という章で説いた大内氏が、もう一步のところなぜ第三の条件に思い至らなかったかはフシギである。大内氏の到達した地点から一步前進するためにも、最劣等地に生ずる差額地代のほかに差額地代第二形態はないことをはっ

11)
きりさせる必要があろう。」

差額地代第二形態を論じる場所がどんだんせばめられている点がわかるであろう。論点はそれ以外にも多少はあるが、主要なところは、私が小論で示した観点からみれば、あえてここで反論をこころみなくても、したがって不親切とは思いつつも後の引用文の「第三の条件」の注釈もとりたててはしないまでも、私と対立することは明らかである。

- 注 1) 花田, 前掲「農産物価格の決定機構と諸問題(一)」, 8~10頁, 同, 前掲『農産物価格と地代の論理』, 47~49頁, 傍点——引用者。同じことは, 同「最劣等耕作地, 生産性増大の追加投資の場合の市場調節価格規定, 再論」, 『佐賀大学経済論集』, 第9巻第1・2・3合併号, 1977, 同じく後に『農産物価格と地代の論理』, 第3章に収録, でも述べられている。
- 2) 諸説のなかには, 先行投資にくらべて後続投資の生産物量が増大するという場合, それは技術内容の変化, 進歩をともなったものとする見方が圧倒的に多い。大内 力著『地代と土地所有』, 東京大学出版会, 1958, 第3および第4章, 日高普著『地代論研究』, 時潮社, 1962, III, の見解もそうである。あるいは, そのように明言されていなくても, 追加資本額を先行資本額に順次くわえてゆくと, 同一地所に対する全体の資本額がそれぞれの段階で比例倍数的に異なってくるが, その資本量の差を生産性差異のでてくる一因とみる, 井上周八著『地代の理論』, 理論社, 1963, 第1篇第5章, なども結局は同じことである。なぜなら, これは諸資本が一体化することを意味し, その場合は通常は単に先行投資の量的倍増とはならず質的变化があろうからである。それにしても, 同一土地面積に投下する資本は, それが技術的進歩をとげると必ず最初の資本額の整数倍になるというのはいかがであらうか。なお, 大内, 日高氏にあっては, こうしたことによって生れる超過利潤は地代化しないとされている。これについては後にもう一度ふれる。
- 3) マルクス『資本論』, 資本論翻訳委員会訳, 前掲第3分冊, 555頁。
- 4) 花田, 前掲「農産物価格の決定機構と諸問題(一)」, 10~11頁, 同, 前掲『農産物価格と地代の論理』, 49頁。
- 5) 小川浩一郎「追加投資の生産性上昇と差額地代第二形態」, 『中央大学90周年記念論文集』, 1975, 後に同著『経済学と地代理論』, 青木書店, 1979, 第3章に収録, がこのように差額地代に転化するとされる超過利潤を特別剰余価値とみることに疑問を出しているのは当然のことと思う。
- 6) 花田, 前掲「農産物価格の決定機構と諸問題(一)」, 12頁, 同, 前掲『農産物価格と

地代の論理』50頁。

- 7) 同稿は、このようにして土地所有が価格を押し上げることは、価格が農産物の価値以上になることを意味するから、その地代は「独占価格」にもとづく「独占地代」であるといっている（『農産物価格の決定機構と諸問題(一)』, 18~21頁, 『農産物価格と地代の論理』, 55~57頁）。だが、土地所有がそのような力をもちえないことは、拙著、前掲『地代理論の諸問題』, 第4章第3節, が明らかにしている。
- 8) これに限らず、従来の見解においては、「平均原理」と「限界原理」のはたらく場面、加えて後者と土地所有の力との関係、およびそれが成立する条件についての説明はまったく不十分である。どちらの原理がはたらくかは事情次第であるとか、追加投資の生産性上昇のときは「平均原理」、低下のときは「限界原理」とか色々といわれているが、専断的なきらいがある。また「土地所有の介入」を「限界原理」がはたらく場合でも否定する意見もある。多様なのでいちいち紹介しにくい。
- 9) 田代, 前掲「差額地代第二形態に対する疑問」, 19~20頁, 同, 前掲『地代論・小農経済論』, 40~42頁。常盤政治「農業における調整的生産価格の『限界原理』と『平均原理』」, 『三田学会雑誌』, 第52巻第4号, 1959, はこれに同調している。
- 10) 大内 力, 前掲『地代と土地所有』, 68~70頁。
- 11) 日高 普, 前掲『地代論研究』, 257~258頁。

5. む す び

私の差額地代第二形態論は、地代を生みだす農業の状態を想定するところでたしかに特異というべきであろう。しかし、差額地代第二形態の定義が先に与えられ、それによる理論的展開がなされていて、その解釈を課題とする立場においては、私の考え方が最も理屈にあうものである。そのことは、私とちがう多くの議論が矛盾につきあっていることから逆に証明される事柄である。小論はそのようなことを意図したのである。